

計画の概要

○教育・保育の提供単位の設定

本別町の地理的条件、人口、交通事情などの社会条件、就学前教育・保育施設の立地状況、利用実態等を総合的に勘案し、本別町における教育・保育の提供単位は全町1区とします。

○教育・保育施設利用の見込みと提供体制

平成30年12月に行ったニーズ調査を基に、計画期間中のこども園、保育所等の利用見込みを算出し、受入態勢の整備計画を定めました。

本別町では、令和6年度までの利用見込みに対し、既存施設である幼保連携型認定こども園ほんべつおよび勇足へき地保育所で受入れ可能であり、当面現行の体制を維持します。

○地域子ども・子育て支援事業の利用の見込みと提供体制

子ども・子育て支援に関するさまざまな事業について、令和6年度までの利用希望に対するサービス提供体制は第1期計画期間中においてすでに整えられている状況です。今後は事業者の研修機会を確保するなど、利用者のニーズを的確に把握しながら、さらに利用しやすく、質の高いサービスが提供できる環境づくりを進めます。

○教育・保育の一体提供(認定こども園)の推進体制

本別町は、第1期計画において「すべての子どもの健やかな育成を主眼として検討すれば、教育・保育の一体的な提供体制を早期に整えることが望ましい」との考え方を示しました。それを受け、平成29年4月、市街地の2つの保育所と幼稚園の3施設を統合するかたちで、学校法人立の幼保連携型認定こども園が整備され、本町における子ども・子育て支援の拠点として大きな役割を担っていただいています。

今後は、こども園と町それぞれの果たすべき責務を明確にしつつ、お互いの立場を尊重し、連携しながら子育て環境の充実を進めます。

○子どものための各種給付の円滑な実施

こども園、保育所の利用にあたっては、教育・保育に係る費用の一部を保護者への給付という形で公費負担とし、残りを利用者負担(保育料)として保護者に負担いただいておりますが、令和元年10月からは、3歳以上児の教育・保育に係る費用の全てを給付することにより、幼児教育・保育の無償化を実現しました。これらの給付費は、保護者の手を煩わせずにサービス提供事業者に確実に渡るよう、町から事業者へ直接支払う法定代理受領方式をとります。